

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月28日

住所 横浜市港北区新横浜 3-18-16
横浜交通ビル 7F
事業者名 横浜交通開発株式会社
代表者名 代表取締役
(役職名及び氏名) 松村 岳利

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>【中期的な対応方針】 どなたにも安心して、バスをご利用して頂けるような公共交通を目指す。</p> <p>【課題】 高齢者のバス利用者が増えるとともに、車内事故が増えている。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ワンステップ車両	現在、当社の自社車両 14 両のうち 2 両がワンステップ車両（ノンステップ車両割合 85.7%）であることから、令和 8 年度の車両更新に伴い 2 両のワンステップ車両をノンステップ車両へ移行することでノンステップ車両の割合を 100%にする。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗務員に対するマニュアルの更新・配付 ・職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	役務の提供の方法に関する乗務員向けマニュアルを定期的に更新し、全乗務員及び社員に配付する。 ・接遇向上研修等において、乗務員の教育訓練を実施する。 ・車いすをご利用のお客様へ適切なサービスを提供するため接遇ビデオを活用する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員による乗降サポート	1人での乗降が難しいお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートする。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
交通安全啓発イベント	<p>地域の区民祭り等に参加をして、安心してバスをご利用いただけるよう、イベントを通して啓発活動を行う。</p> <p>地域ケアプラザ、養護学校の生徒にバスの乗り方や、バスに親しんでいただくように交通安全教室を実施する。</p> <p>健常者の方に高齢者や障害者の方への理解を深めていただくため、小学校での交通安全教室等で車いす体験を通じて、イベントでの啓発活動を行う。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員を対象にした、様々な研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主に新採用乗務員を対象に、車いすの乗降・固定の一連作業を3分以内を目安としてスムーズに行えるよう、タイムをはかって教育する。 ・接遇向上研修を通じて、お客様1人1人に寄り添った対応ができるように乗務員に指導する。 ・バス停に停車する際に、お客様の乗降車時の負担を減らすために、歩道からの距離を30cm程に近づける実車研修をする。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・高齢者障害者等用施設の適切な広報及び啓発活動	・車内へのマナーポスターの掲出を通じて広報・啓発を行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

該当なし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

V 計画書の公表方法

当社ホームページで公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。